

1962年度

大会研究発表要旨

日時 12月8日(土)午後12時半より

会場 明治大学大学院南講堂

研究発表

近郊水田地帯における農村の変貌	内田実	1
室町時代五山禅林の一断面 一喝食を中心として	吉田文夫	2
三一運動について	宮田節子	3
明治後期の耕地整理 一茨城県稲敷郡河内村の場合一	長島弘道	4
カルヴァンの国家観 一キリスト者共同体一	高橋美和子	5
原蕃期における地方銀行の役割	宮川康	6
前期古墳副葬鏡の諸問題	小林三郎	7

特別公演

第六次南極観測に参加して	小嶋尚	
秋田城の発掘について	芥藤忠	

東京東北部の都市化と農業

内 田 実

越谷・草加・足立地区の水田卓越地域は西郊の畑作地帯と異り、近郊農業の内容も都市化進展に伴なう対応形態も異なる。都市化の進展はその段階に依り地域的差異をあらわす。

本地域の都市化は都心に近接するにも拘らず西郊より遅れた。その理由は①荒川放水路と低湿地水田地帯 ②都心直結の交通機関の欠如（37年度地下鉄東武相互乗入完成） ③宅地・工場用地造成費の負担等立地条件が西郊より劣っていた。これは地価の相違となってあらわれた。これを農業からみると、①集約的園芸農業の発展は西郊より進んでいた。②園芸部門に比重の高いことが自給的水田経営を併存させ低位生産段階に止まらせていた。③農地転用が水田を先づ潰廃させている理由の一端がここにある。以上の結果都市化に対応する態勢が或程度でき、区画整理と耕地整理（本来の意味からは垂流の）が進行した。そして④兼業化の増大と離農化、宅地地主化が浸透している。これは地価高騰と農業収益との較差及び工業化と雇用機会を増大による。これが反作用して農業労力の不足、労賃の値上りを来し、経営縮小一耕地の切り売りが蔓延している。しかし一方には花卉・つまもの・洋菜類の専作農家が養畜と共に狭い範囲内で分化する。荒地と溜池、嫌地と葉作りの耕地、粗放化と限界線上の集約化、専作的中農層の一時的形成等、近郊の都市的要素と非都市的要素の混濁の中に地域社会の改編と分化をみる事ができる。

都市化が西郊に比べ時間的余裕をもったことが或程度の計画性を付与させはしたが、総合的な地域計画が早急に必要である。

Memo

室町時代五山禅林の一断面

— 喝食を中心として —

吉 田 文 夫

すでに鎌倉時代為政者と結んだ五山禅林は、周知の如く、室町時代に至り五山十刹の制によって前代からの禅林を中央に組織化し、その結果他宗に比し飛躍的な発展を遂げた。しかし、それにもかかわらず、宗教的には、かつての禅的な真面目を全く失い、ひたすら他宗にその優越性を誇り、かつ応仁の乱前後に増大しつつあった武士の寺領侵略に対処すべきため幕府権力に迎合せんとしていたのである。

ここではそうした手段の一つとなったと思われる喝食に焦点をあてて彼等がいかに利用されたか考察を試みる。すなわち喝食とは元來臨濟宗諸寺院に掛塔している剃髪前の年少の修行者をいうが、とくに当代の喝食の雑児化したものが多かったことは、その利用を裏付けるものではないかと思われる。しかもかゝる喝食の出自を究めるとき彼等が公家及び守護大名とその被官層の子弟であったことが明かとなる。かかる事実をいかに理解することができるのか、当代の五山禅林の公的記録である「蔭源軒目録」を中心に考えてみたい。

Memo

三・一運動について

宮 田 節 子

1919年3月1日に勃発した日本帝国主義に対する朝鮮人民の抵抗運動である三・一運動は、中国の五・四運動と並んでアジアにおいて、もっとも輝かしい民族独立運動であった。と同時にそれは朝鮮史においても一時代を画するものであった。この三・一運動の全過程を次の三期に分けて分析した。

第一期三月一日（三・一に先行する海外朝鮮人の運動も含めて）から「四月中旬末以後殆んど騷擾ハ跡ヲ断ツ」期間。この期は日本官憲と朝鮮人民との間に熾烈な斗いがくりひろげられ、最も勇敢に抵抗運動を展開する。

第二期「四月中旬末以後」から斉藤実総督就任まで。この期の変化を一言でいうなら「独立をから改革を」である。しかしこの期の終りには、日本側の改革と朝鮮側の改革とは両者の歴史的立場そのままの異質性を明瞭にしてくる。

第三期斉藤実就任以後、当然のことだが、斉藤の政策は総督統治に対する部分修正はおこないながらも植民地支配を貫徹する事にあつた。この事実によって改良派は決定的に挫折し、社会主義運動が抬頭して来る期間。

以上の全過程のうち主として第一期にのみ焦点をしぼり、日本帝国主義の植民地支配に対する朝鮮人民の抵抗を、日本人としてどのように受けとめたらよいかという視角から、若干の問題提起をおこなうという形で報告したいと思う。

Memo

明治後期の耕地整理

— 茨城県稲敷郡河内村の場合 —

長 島 弘 道

土地改良は農業生産力を発展させるために重要なものの一つであるが、その性格は時代により大分異なる。この土地改良を理解するに当っては、それをおこなう農村と農民も含めて考える必要がある。ここでは、明治36年におこなわれた稲敷郡河内村源清田の耕地整理について検討しようと思う。時代は資料の関係上、旧耕地整理法発布より明治42年の改正までとする。耕地整理組合記録を基とし、聴取りをした結果、次のことがわかった。

①当時、土地所有者が耕地整理に期待したのは、田区改正・道路変更による増歩地の獲得であったといわれるが、この場合は、その主目的が排水及び湿田の改良にあった。そのため耕地整理地区277町歩の内、区画整理をおこなったのは93町歩だけであった。

②整理の結果、6町余りの増歩地ができ、事業直後における反当増収量は上田1.12石、中・下田0.7石であった。年がへて下田の方により効果が現われたが、賦課金の割合が下田の方がはるかに多かったため、純益は上田に多かったと考えられる。そして、上田はこの地域としては比較的大きい土地所有者のものであった。

③その後、農業経営上の著しい変化、或は耕地整理に対する要請はおこらず、賦課金の返済だけが昭和21～22年頃まで残った。これはこの事業が農民自身の要望によったのではなく、元村長とか役場の助役等によって推進されたことにもよると思われる。

Memo

カルヴァンの国家観

— キリスト者共同体 —

高 橋 美 和 子

1530年、サヴォイ家とカトリックの支配から逃れたジュネーヴ市は、1536年、全市民からなる市民総会において福音主義(新教)を受け入れることを決議した。新しい共和制をしいたジュネーヴ市の政治と宗教はこの時から結びついていた。

カルヴァンの理想は、教会が国家の干渉を受けないということであったがこれは今日でいう政教の分離ではなく、職務においては教会と国家は異なるが、関係においては、国家は教会を保護する「国家教会」の形であった。すなわち、国家は教会を保護し秩序を保つ上で神の栄光を表わすのであり、それ以上の権威はなく、国家は市民の集団であると同時に信徒の集団であった。彼が市民総会の福音主義採用の決定を、市民各自の信仰告白として徹底させようとしたことは、教会における「キリスト者共同体」の範囲を国家にまでも広げたことと見られよう。

彼にとって国家は必要悪ではなく神の主権によって建てられたもので、それだけの理由で、政治担当者に権威が与えられた。注目すべきことは、権威を与えられるのは君主・長官・数名の行政官に止まらず、上下大小を問わず全ての行政・司法の担当者にも与えられたことである。そこでジュネーヴ市の政治機構・選挙制度が変わり、国家と教会の結合した形として長老会が生まれた。カルヴァンの国家観はキリスト者共同体(教会国家)の建設にあったが、それは「傾向において民主的」なものを含んでいたといえよう。

Memo

原蓄期における地方銀行の役割

宮 川 康

わが国における産業資本成立の過程を説明するに当っては、一般的には維新政府の殖産興業政策によって代表されるいわゆる「上からの資本主義化」の過程として理解されている。

即ち、政府・旧武家・少数著名豪商がそのイニシヤチーブを握り、これらが経済的主体となり、日本の資本主義発達は「上から」おこなわれ銀行もその例外ではないとしている。

勿論これらの力を否定するものではない。しかし、これらのみによって理解できるものであろうか。即ち、幕末段階の産業資本のきわめて低度な発達のなかから、あれほど急速な資本主義の形成をなし遂げることができたであろうか、という素朴な疑問が生じてこよう。

本報告においては、この疑問を理解するために、明治前期の地方銀行にスポットをあて原蓄期において果たしたその役割について検討するものである。以下報告内容を示すと次のようである。

1. 問題提起

明治前期に広汎に展開する地方銀行の社会的経済史的基盤についてふれ日本資本主義発達史上における地方銀行の問題点を提起する。

2. 多摩郡にみる諸事例について

提起された問題につき、その具体例として玉川銀行、八王子銀行等を例として、その成立事情及びその経営分析をおこない、どのような展開内容を示したかを実証的に検討し、その銀行のもつ意義について追求する。

3. 地方銀行の諸類型について

4. 結 び

結論として、前記分析の中より提出された問題を総合し、原蓄期における地方銀行の役割について追求する。

Memo

前期古墳副葬鏡の諸問題

小 林 三 郎

古墳時代の古墳副葬鏡の研究は、銅鏡それ自体の研究に端を発し、副葬鏡としての性格論が発表された昭和初期にその第一期が副された。爾来、今日に至るまで、多くの学者によって研究されてきた古墳副葬鏡の諸問題は近年になって公にされた三角縁神獸鏡の同鏡論をも含めて未解決のことが多い。特に、前期前半期における船載副葬鏡の持つ意義については未解決の点が少なくない。たとえば、

まず、わが国におけるものだけでなく、同時代にみられる銅鏡の年代考定が極めて曖昧であり、それに附随して古墳に副葬されている後漢鏡、即ち伝世鏡の問題がある。伝世鏡にはおよそ三つのグループがあり、その組み合わせを検討すると二つの型のあることが知られる。

第二は中国製三角縁神獸鏡に関する諸々の疑問である。中国本土にみられず日本古墳の副葬品として多く存在する三角縁神獸鏡は何時、何処で鑄造されたのか。また、景初三年に卑弥呼が魏王から下賜された銅鏡百面がこれら三角縁神獸鏡であったかどうか。古墳の副葬品としての年代的序列から我々が汲み取ることのできる三角縁神獸鏡の移入についての問題をどう解釈するか。更に小林行雄氏の同鏡論についても触れたいと思う。

第三には倣製鏡の問題がある。このことについては、前期後半の古墳に副葬鏡として出現する時、その当初において中国製三角縁神獸鏡の模倣をみせるという点から問題の糸口を掴んでみよう。

Memo